（農林水産省大臣官房総括審議官）　農林水産事務官　押切　光弘
（経済産業省大臣官房政策立案総括審議官）　経済産業事務官　松山　泰浩
（経済産業省大臣官房商務・サービス審議官）　同　井上　博雄
（経済産業省製造産業局長）　同　伊吹　英明
（国土交通省総合政策局長）　国土交通事務官　鶴田　浩久
（環境省環境再生・資源循環局長）　環境事務官　角倉　一郎
内閣事務官（内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付））に併任する（各通）
（内閣官房内閣審議官（内閣情報調査室））　内閣事務官　加藤　達也
任期を令和八年八月三十一日まで更新する
（内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付））　内閣事務官　小柳　誠二
警察庁に出向させる
国家安全保障局の併任を解除する
国家サイバー統括室の併任を解除する
（内閣官房内閣参事官（内閣感染症危機管理統括庁））　内閣事務官　草壁　京
総務省に出向させる
（内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付））　内閣事務官　橋本　真吾
財務省に出向させる
（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））　内閣事務官　杉本　昌英
農林水産省に出向させる
（内閣府大臣官房参事官（会計課担当））　内閣府事務官　北村　実
内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣総務官室））の併任を解除する
（内閣府大臣官房）　内閣府事務官　中原　茂仁
（外務省大臣官房）　外務事務官　齊藤　幸司
（文部科学省大臣官房付）　文部科学事務官　枝　慶
（文部科学省総合教育政策局政策課長）　同　吉田　光成
（厚生労働省大臣官房付（医薬局））　厚生労働技官　堀内　直哉
（農林水産省大臣官房付）　農林水産事務官　大橋　聡
（国土交通省大臣官房付）　国土交通技官　越智　健吾
内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））の併任を解除する（各通）
（消防庁長官付）　総務技官　大嶋　文彦
内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣情報調査室））の併任を解除する
内閣官房副長官補付の併任を解除する（以上三月三十一日）

公正取引委員会

（審査局訟務官）　内閣府事務官　中島　菜子
辞職を承認する（三月三十一日）
（経済取引局取引部取引企画課長）　内閣府事務官　松本　博明
九州事務所長に昇任させる
（官房国際課長）　同　河野塚次郎
経済取引局取引部取引企画課長に配置換する
（審査局審査長（第二審査長））　同　原田　郁
官房国際課長に配置換する
（九州事務所長）　同　大矢　一夫
審査局審査長（第二審査長）に転任させる
（経済取引局取引部企業取引課取引適正化調査室長）　同　藤谷　義秀
審査局訟務官に昇任させる（以上四月一日）

皇室事項

御答信

天皇陛下から二月十七日ホンジュラス大統領閣下へ発せられた御祝電に対し、三月十二日御答信があった。

天皇陛下から二月二日スウェーデン国王陛下へ発せられた御弔電に対し、三月十六日御答信があった。

官庁報告

官庁事項

登録検査機関の登録事項の変更に関する公示

船員法第百条の十五の規定に基づき、一般財団法人日本海事協会から登録事項の変更の届出があったので、同法第百条の二十八の規定により公示する。

令和八年四月三日　国土交通大臣　金子　恭之

一　西日本管区事務所の新設

㈠　事業所の名称及び所在地

名称	所在地
西日本管区事務所	愛媛県今治市片原町一丁目１番15号

㈡　新設年月日　令和八年四月一日

中国地方整備局公示

車両制限令（昭和36年政令第265号）第３条第１項第２号イの規定に基づき、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大25トンである道路を、下記のとおり指定する。

令和８年４月３日　中国地方整備局長　杉中　洋一

1　指定する道路の路線名及び区間

次表のとおり

路線名	区間
一般国道２号	岡山県笠岡市西大島新田２丁目602番９から同市カブト南町214まで

2　指定する期日　令和８年４月５日

車両制限令（昭和36年政令第265号）第３条第１項第３号の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を下記のとおり指定し、併せて、同令第10条第１項の規定に基づき、当該道路を通行する高さが3.8メートルを越え4.1メートル以下の車両の通行方法を下記のとおり定める。

令和８年４月３日　中国地方整備局長　杉中　洋一

1　指定する道路の路線名及び区間

次表のとおり

路線名	区間
一般国道２号	岡山県笠岡市西大島新田２丁目602番９から同市カブト南町214番まで

2　指定する期日　令和８年４月５日

3　通行方法

１の道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

①走行位置の指定

トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵すおそれがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に出入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

②後方警戒措置

後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法0.23メートル以上、縦寸法0.12メートル以上（又は横寸法0.12メートル以上、縦寸法0.23メートル以上）の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

③道路情報の収集

道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。